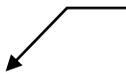


# 「後期基本計画策定案」の見方

## 第5次基本構想・後期基本計画 策定案



基本構想に関する部分です。※基本構想に関する部分ですので、今回は審議しません。

### 第1章 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち

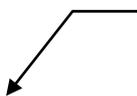
#### 第1節 子育て支援の充実

##### 1. 施策の方向性

子どもを安心して生み育て、健やかに子どもが成長できる環境を整えるため、健診や相談の充実、親子のふれあいや学習の場の提供、地域・市民による子育て支援体制の充実に取り組みます。また、保育所や放課後児童クラブの整備により、仕事と家庭の両立を支援します。

また、発達の遅れや障がいのある子どもの将来の生活適応能力の向上や障がいなどの軽減を目指して、発育・発達支援の充実に努めます。

##### 2. 現状と課題



中期基本計画の文言から変更した点・追加した点を見え消しで表示しています。

- ① ~~子ども・子育て支援法（平成24年8月公布）に基づく、健やかに成長していける社会を目指して子ども・子育て支援新制度が平成27年4月施行（予定）されます。富士見市子ども・子~~ ~~変更等をした理由を記載しています。~~ ~~しています。~~

変更等をした理由を記載しています。

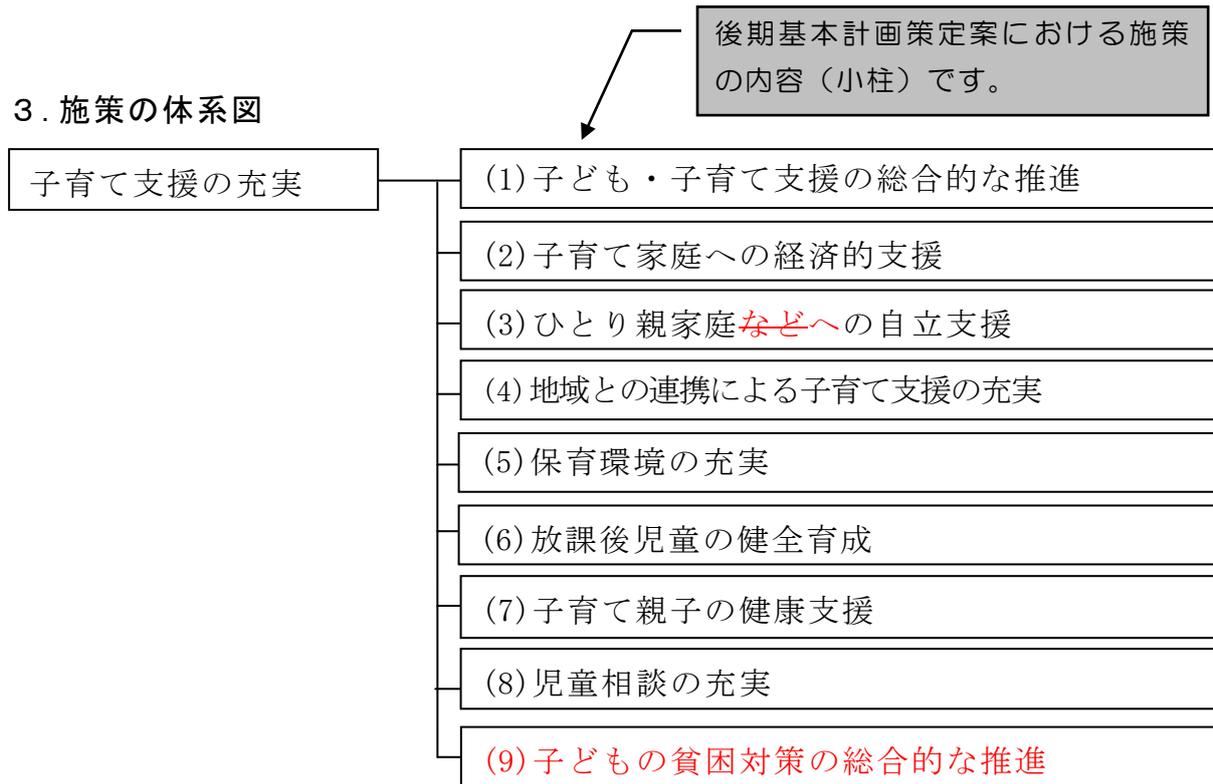
【文言の修正】現状に合わせた表現に修正

- ② 本市の合計特殊出生率 ~~（1人の女性が一生の間に産む子どもの人数を表す比率）~~ は、~~平成20年1.25人（県1.28人）から平成23年の1.28人（県1.28人）~~ ~~平成23年1.28人（県1.28人）~~ から平成26年の1.35人（県1.31人）と増加したものの、全国的な傾向と同様、依然低い数値となっていることから、少子化対策の充実が求められています。

【文言の修正】最新のデータに修正

- ③ 雇用をはじめとした厳しい社会情勢のもと、子育て家庭に対して医療費助成などの経済的支援に努めています。

### 3. 施策の体系図



### 4. 施策の内容

(1) 子ども・子育て支援の総合的な推進（子育て支援課、保育課、健康増進センター）

小柱に基づく取り組み内容です。

① 子ども・子育て支援法事業計画に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するためします。~~ニーズ調査の実施、子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組みます。~~

【文言の修正】現状に合わせ修正

② 妊娠・出産から子育てまでの情報発信、支援を提供する仕組みなど「切れ目のない支援」を検討、実施していきます。

【新規追加】総合戦略を反映

参考に中期基本計画の主要事業を掲載しています。  
※後期基本計画の主要事業は、現在、策定作業を進めていますので、今回は審議しません。

【参考】中期基本計画の主要事業

『子ども・子育て支援新制度』（保育課・子育て支援課）  
新制度の開始に向けて、ニーズ調査の実施、子ども・子育て支援事業計画の策定などに取り組みます。